

第8章 児童福祉審議会の意見聴取をどう進めるか

1. どのような事例を児童福祉審議会に諮るか

(1) 児童福祉審議会諮問の意義

児童福祉審議会への諮問の手続は、児童相談所における援助方針の客観性の確保と専門性の向上を図るためのものである。とかく外部から見えにくい児童相談所の援助決定プロセスについて、外部の目を導入することによりその客観化を目指すとともに、虐待を受けた子どものケース等多様な専門職の参加が求められる事例に対して、医師、弁護士等外部の専門家が児童相談所をバックアップすることが期待されている。

なお、児童福祉審議会の運営や諮問・報告の手続等については、児童福祉法、同法施行令および平成9年9月25日付児発第596号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」のほか児童相談所運営指針等が基本となっている。

(2) 児童福祉審議会に諮問する事例

児童相談所が相談に応じた事例について、都道府県等児童福祉審議会の意見を聴取しなければならない場合とは、

- (i) 子どももしくは保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合
- (ii) 保護者の意に反して一時保護が2か月を超過する場合
- (iii) 28条申立てまたは親権停止により施設入所した子どもが家庭復帰する場合
- (iv) その他、児童相談所長が必要と認めるとき

のいずれかの要件に該当する場合である。

① 子どももしくは保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき

「子どももしくは保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき」とは、児童相談所運営指針によると、児童相談所の援助方針会議を経て出された援助方針と、子どももしくは保護者の双方もしくはいずれかの意向とが一致しない場合を指す。

具体的には、

- ア. 保護者が子どもの監護を怠っている事例で、児童相談所としては子どもを施設入所させる必要があると判断しているが、保護者や子どもに問題意識がなく、子どももしくは保護者又は双方が、施設入所を拒んでいる場合
- イ. 親が行方不明等のため子どもたちだけで生活している事例で、客観的に子どもの福祉が害されていると判断されるため、児童相談所としては施設入所を勧めているにもかかわらず、子どもが当該措置を強く拒んでいる場合
- ウ. 触法・ぐ犯行為等相談において、児童相談所としては施設入所措置が適当と判断しているが、保護者の意向が定まらず、子どもも施設入所を強く拒んでいる場合
- エ. 児童福祉法第28条第1項に基づく施設入所措置に対する家庭裁判所の承認に関する申立てを行う場合及び児童福祉法第28条第2項に基づく措置の更新の申し立

てを行う場合で、申立てを行うべきかどうか児童相談所としては判断しかねる場合。

オ. 児童福祉法第27条第1項第1号から第3号まで若しくは同法第27条第2項の措置をとる場合、又は同法第27条第1項第2号若しくは第3号若しくは同法第27条第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合において、子どもやその保護者と意向が一致しない場合。なお、これらの事例について、緊急を要する場合であらかじめ諮問するいとまがないときは、事後報告することとされている（児童福祉法施行令第32条）。

カ. 子ども並びに保護者の同意を得て施設入所措置を採った事例で、その後保護者等の意向が変化し、引取りを強く要求している場合等

が挙げられる。これらの場合のうち、児童相談所が審議会の意見を聴くまでもなく児童福祉法第27条第1項第4号に基づく家庭裁判所送致が適当と判断した事例は、審議会意見聴取が除外される。

② 保護者の承諾のない一時保護が2か月を超過する場合→第5章12節を参照。

③ 28条申立てまたは親権停止により施設入所した子どもが家庭復帰する場合

児童福祉法第28条または第33条の7の規定に基づき施設入所措置を取った場合に、措置の解除については、保護者に対する指導措置の効果や子どもの心身の状態、地域のサポート体制などについての総合的な評価に基づき検討し、判断する必要がある。このため、措置解除の客観性を確保し専門的見地からの助言等を得るため、児童福祉審議会の意見聴取を行う。

④ 児童相談所長が必要と認めるとき

児童相談所運営指針によれば、児童相談所長が必要と認める場合とは、措置決定または措置決定後の援助について、法律や医療等の幅広い分野における専門的な意見を求める必要があると判断する場合や、子どもまたは保護者の意向の確認が不可能または困難なため、子どもの最善の利益を確保する上でより客観的な意見を求める必要があると判断される場合等である。

具体的には、

ア. 児童相談所の援助方針と子どもまたは保護者の意向は一致しているが、措置解除をめぐる、より幅広い観点からの客観的な意見を求めることが妥当と判断される場合

イ. 保護者が行方不明等でその意向が確認できず、子どもの意向のみで対応を決めたい、あるいは子どもが幼少等の理由によりその意向を明確に把握しづらい場合

ウ. 措置変更の場合等で、保護者が行方不明等でその意向が確認できず、子どもは当該措置に同意を示しているが、子どもの最善の利益を確保する上で、より幅広い観点からの客観的な意見を求めることが妥当と判断される場合が挙げられている。

これらの例のほか、特に虐待相談や施設援助等に関わる子どもからの苦情相談等、一般的に権利侵害性が強いと考えられる事例についても、審議会の意見を求めることが望ましいとされている。

2. 児童福祉審議会の意見聴取の手続はどのように行うか

(1) 意見聴取の手続

審議会に対する意見聴取の手続について、児童相談所運営指針に基づいて略述すると以下のとおりである。

まず、児童相談所において該当する事例があった場合、児童相談所長の考えを付して事前に児童福祉審議会に諮問することを原則とする。ただし、あらかじめ審議会の意見を聴くいとまがない場合はこの限りではないが、採った措置について速やかに審議会に報告しなければならない。

審議会に諮問する際には、児童相談所長は原則として子どもや保護者に対してその旨の説明を行い、事例の概要や援助に関する意見、子どもおよび保護者等の意向等を記載した資料を作成し、これに基づき審議会に対して説明を行う。

審議会の審議結果は諮問に対する答申として示されるが、児童相談所長は審議会の意見を尊重して援助の決定を行う。また、子どもや保護者等に対してその結果について説明を行う。さらに、審議会の意見と実際の措置とが異なった場合は、速やかに理由を付して審議会に報告する。また、審議会に諮った事例のその後の経過等について随時審議会に報告する。

審議会に意見を求めるに当たり、人名を伏せることや配布資料の回収など、子どもや保護者のプライバシー保護に十分配慮する。児童福祉法第28条第2項にもとづく措置の更新事例に関してもこれに準じて意見聴取手続を進める。

なお、諮問の依頼は、援助方針会議を経て児童相談所長が決定する。諮問事例の記載様式として、別添様式8-1、別添様式8-2を参照のこと。

(2) 都道府県児童福祉審議会の運営

都道府県児童福祉審議会の運営に当たっては、法律、医療等の専門家を含めた数名からなる専門の部会を設置して毎月審議を行うなど円滑な運営に配慮すること。

また、地域の実情に応じて、専門の部会は複数設置しても差し支えない。

【参考】A自治体における運営の実際

都道府県児童福祉審議会の運営については当該都道府県に属することであるので、国レベルのガイドラインは極めて簡潔である。したがって、運営のあり方は都道府県により異なっているが、ここではA自治体における運営の実際について紹介することとしたい。

A自治体における児童福祉審議会部会の運営とその実際

1. 会議の運営

- (1) 開催日は、原則として月1回第〇月曜日の〇時から開催する。
- (2) 部会は委員8名以内で構成し、定足数はA自治体審議会規定に基づき半数以上とする。また、議決は出席委員の過半数で決定する。
- (3) 児童相談所長から諮問がない場合は、原則として部会を開催しない。
- (4) 会議は非公開とし、会議資料は非開示とする。

- (5) 資料説明は、諮問を行う児童相談所長または児童福祉司等が行う。
- (6) 司会および記録は、児童福祉審議会事務局が行う。
- (7) 委員および各児童相談所への通知は、児童福祉審議会事務局が行う。
- (8) 答申の通知は、児童福祉審議会事務局が別添様式 7-3(略) により委員長名で各児童相談所長に通知する。
- (9) その他必要事項は、児童相談所長会および児童福祉審議会事務局等と協議して決定する。

なお、部会は、諮問事例に対して答申するとともに、子どもの権利擁護に関する提言を行う役割も担っている。

2. 会議運営の実際

(1) 委員構成

大学教員 4 (児童福祉 3、心理 1)、精神科医師、小児科医師、弁護士、児童福祉事業に従事する者

(2) 開催場所：児童福祉審議会事務局（本庁児童福祉所管部局）

(3) 委員会審議の流れ

- ① 事務局より審議について説明（出欠、提出事例等の確認）
- ② 部会長が議事を進行
- ③ 各委員は、事前に送付された諮問並びに報告事例の概要を読んだ上で出席
- ④ 諮問事例担当児童相談所長、担当者から諮問事例 1 について概要説明
- ⑤ 諮問事例に関する質疑および諮問事項に関する協議
- ⑥ 結論
- ⑦ 諮問事例 2 について担当児童相談所長等から説明
- ⑧ 協議および結論
- ⑨ 事後報告事例に関する説明および協議
- ⑩ 部会長より議事のまとめ
- ⑪ 事務局より既諮問、事後報告事例のその後の経過報告等および次回

別添様式 8 - 1

児童福祉審議会に対する諮問・報告事例の概要

No. 1

諮問・報告年月日		平成 年 月 日		児相名	
事例番号		児童名	男・女 (歳 月)	保育所 幼稚園 他() 小 中 高 専 年	区 市
相談種別				相談者	
相談年月日		平成 年 月 日			
(事例の概要)					
家族 状 況	続柄	年齢	職 業	備 考	ジ ェ ノ グ ラ ム
(児童相談所の援助方針と援助経過)					

保 護 者	(これまでの保護者に対する指導措置の内容及びその効果)
	(保護者の意向)
子 ど も	(子どもの心身の状態)
	(子どもの意向)
一 時 保 護 所	(一時保護所（施設）の意見)
(審議会諮問の理由＝措置の期間の更新の承認を求める理由)	
(備考)	
(児童福祉審議会の答申（要約）)	

諮問・報告年月日		平成 年 月 日		児相名	
事例番号		児童名	男・	保育所 幼稚園 他	区市町村
			女	()	
			年 月 日生	小 中 高 専	
			(歳 年 月)		
相談種別		相談者		相談年月日	平成 年 月 日
28条申立年月日		平成 年 月 日			
審判確定日		平成 年 月 日			
施設措置年月日		平成 年 月 日			
施設種別名					
(28条申立にいたるまでの事例の概要)					
(審判内容)					
家族状況	続柄	年齢	職業	備考	ジェノグラム
(措置後の経過)					

保 護 者	(これまでの保護者に対する指導措置の内容及びその効果)
	(保護者の意向)
子 ど も	(子どもの心身の状態)
	(子どもの意向)
施 設	(施設の意見)
(審議会諮問の理由＝措置の期間の更新の承認を求める理由)	
(備考)	
(児童福祉審議会の答申(要約))	